



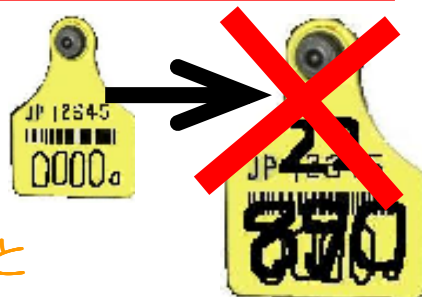
中央家保 BSE 検査所情報

熊本県中央家畜保健衛生所 〒861-1300 菊池市七城町蘇崎 1293-1
TEL 0964-28-6021 FAX 0968-26-3201
Eメール chuuoukaho@pref.kumamoto.lg.jp

個体識別番号の印字された耳標についての注意点

- (1) 耳標の個体識別番号の上に文字を書かないでください。
- (2) 耳標が脱落したら、速やかに再発行を申請してください。

個体識別番号が印字された耳標の装着は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(法)によって定められています。



確認！！耳標装着について定められていること

- (1) 両耳につける (法第9条)
- (2) 個体識別番号の識別を困難にする行為は禁止 (法第10条)
- (3) 両耳に耳標が装着されていない牛を譲渡し等又は譲受け等を行ってはならない (法第10条)

取り外し等並びに譲渡し又は譲受けの例外(規則第十二条)も定められていますが、下記の担保措置が条件です。

耳標を取り外した場合等の担保措置 (施行規則第十三条)

- (1) 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- (2) 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。

管理者は、牛個体の取り違えを防止するため、当該牛の個体識別番号の識別を可能とする措置を講じて下さい。

取り外し等並びに譲渡し又は譲受けの例外（規則第十二条）

- (1) 耳の疾患
- (2) 耳に外傷
- (3) 判読困難となった耳標の取り替えのとき
- (4) 出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合
- (5) その他農林水産大臣が認めるとき

耳標の再装着（再発行までに数週間かかります）

- (1) 耳標の再発行を請求する
- (2) 再発行された耳標の個体識別番号に間違いがないか確認する
- (3) 速やかに脱落等の牛に再装着する

耳標の個体識別番号は、牛の出生時に付与される生涯唯一の番号です。この番号とともに、その牛の出生から死亡までの飼養施設、また、牛肉の売買等の情報を記録することで、牛の履歴追跡が可能になります。

履歴追跡の制度は「トレーサビリティ制度」と言い、牛伝達性海綿状脳症（BSE）発生時に、同居牛や疑似患畜を迅速に特定し、その後のまん延防止措置を円滑に実施することが可能になるように、平成 15 年 12 月 1 日から施行されています。

その他にも、牛肉についての情報を消費者に届けることが出来るため、消費者の牛肉に対する安心感をさらに高めている制度です。

死亡牛の受入時間（時間内の搬入に御協力お願いします）

月～金曜日 午前 8 時 30 分～11 時 30 分、午後 1 時～3 時

土曜日 午前 8 時 30 分～11 時 30 分

休業日 日曜日、祝日

* 連休、年末年始等の受付日、時間等については、事前にホームページ等を通じお知らせします。

ご不明な点がございましたら、
中央家畜保健衛生所 BSE 検査所までご連絡ください。

電話：0968-26-3200

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/617/>